

令和3年度第1回

北海道環境審議会地球温暖化対策部会

議 事 録

日 時：2021年10月25日（月）午前10時開会
場 所：かでの2・7 1060会議室

1. 開 会

○事務局（阿部課長） 定刻を若干過ぎておりますが、ただいまから令和3年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会を開会します。

司会進行を務めさせていただきます気候変動対策課長の阿部でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、所属委員、専門委員、全11名のうち10名の委員にご出席をいただいております。審議会規則に定める定足数を満たし、当部会は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、気候変動対策担当局長の竹本よりご挨拶申し上げます。

○事務局（竹本局長） おはようございます。

担当局長の竹本と申します。

委員の皆様におかれましては、月曜の朝というお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

先週の金曜日には、新たな削減目標が盛り込まれました国の地球温暖化対策計画が閣議決定されまして、2030年の新たな削減目標がこれまでの26%削減から46%削減に引き上げられております。

また、6月には、法が改正されておまして、2050年カーボンニュートラルというのが基本理念に位置づけられており、道におきましては、今年の3月に計画を策定しておりますけれども、本日の資料にありますとおり、4月以降、国内外での動き、特に日本政府の動きも非常に活発になっております。

本道では、再エネや森林資源が豊富で、積極的な活用が期待されております。

国の気候変動対策に果たすべき役割はますます大きくなっておりまして、この間、道議会においても、道の目標値や道の条例はこのままでよいのかなど、非常に多くのご議論をいただいております。

道としては、国の計画案が9月に示されておりましたので、その中で示された排出部門ごとの上乗せ率や達成に向けた対策なども踏まえまして、さらなる上乗せが可能な分野などの検討や、法律で新たに計画に定めなさいとされた事項に対応するため、計画を見直すことにしたところでございます。

また、条例につきましては、法改正を踏まえて初めて改正を行うということで、今月15日に開催しました環境審議会でも諮問させていただいたところでございます。

今日の部会では、これらの議事に加えまして、当部会の指定事項である計画に基づく措置、施策の実施状況についての諮問もさせていただきたいと考えております。

計画について、再度、見直しに至りました状況についてご理解をいただきますとともに、それぞれのご専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（阿部課長） 続きまして、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

ます。

既にお送りしている次第の2枚目の配付資料ということで、四角囲みで資料の名称について示させていただいております。

本日、三つの議題に対応しまして、それぞれ資料の1-1と1-2、資料2-1から2-6、資料の3-1から3-4となっており、そのほかの参考資料一式という関係分についてお送りさせていただいております。

配付漏れなどございましたら、事務局までお申しつけください。

続いて、オンライン開催の留意事項についてお願いでございます。

回線容量を圧迫せず、スムーズな会議進行とするため、ご発言をされない間は、マイク、ビデオをオフにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、ご発言の際には、手を挙げるボタンを押すか、発言の申出をしていただきまして、部会長の発言許可を得た後、発言をされるよう、よろしくお願いいたします。

最後に、ご報告となります。

先日の環境審議会でご意見をいただきました本部会所属以外の委員によるオンライン傍聴を実施してございます。先ほど確認しましたら、本日は、2名の委員からの傍聴をいただいているところでございます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、藤井部会長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○藤井部会長 おはようございます。

部会長の藤井です。

今年度、第1回目ということで、よろしくお願いいたします。

先ほど、竹本局長からの国内の温暖化関係の動向についてのお話がありましたが、私からも二つ、三つお話ししますと、8月にIPCC第6次評価報告書ワーキンググループ1が発表され、温暖化は、人為起源、人間活動によるものであることは疑う余地はないと言いつちりました。

そして、今週、COP26というのが、ウイルス感染数が急増しているイギリスのグラスゴーで、10月31日、ハロウィンからの2週間で開催されます。ここで、今後の温暖化の国際取り決めをいろいろ議論するわけですが、日本は、多分、石炭依存の部分をいろいろ言われるのだと思っています。

そして、三つ目は、先般、発表がありましたように、ノーベル物理学賞で眞鍋淑郎先生が12月に受賞されるということで、私も集中講義を受けたことがあるのですが、地球物理をかじった者としては、地球物理が物理学賞の範疇になることをあまり想定したことはなかったのですが、もちろん、ものすごい業績と、若干、社会に対するメッセージもあると思った次第です。

こういった海外の動きもありますので、いろいろな物事の動きがかなり急だということですから、引き続きいろいろとご議論していただければと思います。

本日は、オンラインで参加されている委員が大多数ですので、先ほどご連絡がありましたように、発言の際は挙手で発言のご意思を示していただければと思います。

それでは、早速、議事に移りたいと思います。

最初の議事は、北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについてです。

これは、10月15日に開催された環境審議会親会において知事から諮問を受けて、条例の見直しに向けた基本的な考え方について意見を求められており、本部会に審議が付託されたものです。

これに関して、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 気候変動対策課気候変動適応担当課長の本田と申します。

議事（1）北海道地球温暖化防止対策条例の見直しについて説明させていただきます。

まず初めに、諮問の理由をご説明いたします。

資料1-1の2枚目をご覧ください。

さきの環境審議会で、道から会長に手交された諮問文の写しとなります。

諮問の理由が記載されております。

道は、平成21年3月にこの条例を策定し、本道における地球温暖化対策に関し、道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、対策の基本的な事項を定めることにより、取組を推進してきました。今回の諮問は、本年6月の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正や、道や国のゼロカーボン宣言など、条例制定後における国内外の社会情勢の変化などを踏まえ、条例の所要の見直しを検討するため、北海道環境審議会に条例の見直しに向けた基本的な考え方について意見を求めるものであります。

次に、資料1-2により、条例の見直しに当たっての基本的な事項についてご説明いたします。

スライド3をご覧くださいませでしょうか。

条例制定後の主な情勢変化をまとめておりました、幾つか補足してご説明いたします。

まず、右側の道の動きの最上段ですけれども、本条例の制定の経緯としまして、制定の前年に道内で開催された洞爺湖サミットを契機として、本道から地球温暖化防止に積極的に貢献していくことを目指し、議員立法により制定されております。

次に、下段の青枠の中をご覧ください。

2行目の後段ですけれども、条例制定後、気候変動適応法が成立しております。また、国は、来春の改正温対法の施行に向けまして、具体を定める省令を作成するため、本年9月に、有識者による制度検討会を設置しております、その動向を道として注視しているところであります。

また、先ほど、局長の挨拶にもありましたが、予定されておりました国の温対計画の改

訂が、先週 22 日に閣議決定、成立しております。

スライド 4 をご覧ください。

本年 5 月に成立した改正温対法の概要であります。

主な改正内容は 3 点でありまして、脱炭素を基本理念として法律に位置づけたこと、地域の再エネ導入を促進する制度を導入したこと、そして、企業の排出量報告制度のオープンデータ化であります。

このうち、最初の基本理念の位置づけにつきましては、本年 6 月の改正法の交付と同時に施行されておりますが、再エネ導入促進制度と排出量報告制度につきましては、先ほど、スライド 3 でご説明したとおり、現在、国が具体的な内容の検討を進めているところでありまして、国の検討状況は、適宜、部会に報告させていただきます。

2 点を補足いたしますと、二つ目の再エネ導入促進制度につきましては、都道府県の温対計画において、環境配慮基準などを定めることができる規定となっておりますので、本日の議事（2）でもある計画の見直しの中で、今後、ご審議いただくものであります。

また、条例の見直しに特に関連してきますのは、3 点目の排出量報告制度のデジタル化であります。この見える化の動きを道の制度にどのように活用できるか、今後、ご審議をいただきたいと考えております。

スライド 5、6 は、条例制定後に改定しました道の温対計画、そして、策定いたしました適応計画の概要となります。

条例は、道の温暖化対策の基本的な事項を規定するものとされておりまして、条例の見直しに当たりましては、これら計画の基本的事項、スライド 5 では温対計画の第 7 章から第 9 章、スライド 6 の適応計画では中段、下段の項目、これらとの整合を図りながら検討を進めさせていただく考えであります。

スライド 7 から 10 にかけては、道内の温室効果ガス削減の進捗状況をお示ししております。これらにつきましては、議事（2）の温対計画の見直しの検討の中で説明させていただきます。

スライド 11 から 13 にかけては、条例の概要をお示ししております。

スライド 11 は、条例の位置づけであります。

左枠の下段、道の温対計画は、法及び条例に基づく計画と位置づけられております。一方、右枠の下段の道の適応計画につきましては、法に基づく地域計画に位置づけられておりますが、制定時期の関係から、条例では位置づけられておりません。

道といたしましては、緩和と適応を両輪で推進するとしておりますことから、温対条例の中に適応計画を位置づけて推進していくことも見直しの論点としていただきたいと思いますと考えております。

スライド 12 と 13 では、条例の構成と規定内容をお示ししております。

スライド 12 の下段の青枠内に記載しておりますが、現条例の前文では、制定時点の過去の長期目標が示されておりますけれども、現在、道では、国と同様に、2050 年ゼロ

カーボンを目指しているところであります。

スライド13は、条例で規定している主な取組を整理しております。

下段の青枠内にまとめを記載しておりますが、現行条例では、各主体の責務のほか、道の取組、事業活動、建築物、再エネに関する報告、公表の義務などが規定されており、ゼロカーボン北海道の実現に向けた検討が考えられます。

次に、スライド14では、条例の施行状況の主なものを整理しております。

道では、スライド13で示している取組の方向性に沿って、環境生活部における温暖化対策推進計画の策定をはじめ、関係部局と連携して様々な取組を進めております。

これらのうち、先ほどスライド13でご説明いたしました義務を課している大きく四つの取組の施行状況について、スライド15から17において個別に説明させていただきます。

スライド15は、条例の義務規定の中で、中心的な取組である特定事業者への義務についてであります。原油換算で年間1,500キロリットル以上など、大規模な排出事業者を対象に、排出削減等の3年間の計画書や毎年の実績報告書の作成、知事への提出を義務づけており、知事は、それらの報告書を公表する制度となっております。下段の青枠内が運用状況となりますが、2019年度の実績報告書は285事業者から提出を受けております。また、特定事業者は、国と道への報告が重複しておりまして、今般の法の改正、デジタル化を踏まえた国の報告・公表制度の活用など、条例の手續の簡素化、事業者の負担軽減などが考えられます。

スライド16は、建築物に関する義務規定についてであります。

2,000平米以上の新築などの建築主に対し、熱の損失防止やエネルギーの効率的利用などについて、配慮計画書や完了届出書の作成、知事への提出を義務づけております。知事は、それらの計画書等を公表する制度となっております。

下段の青枠内のとおり、条例制定時から延べ308件の建築物について提出がされ、断熱化の向上やLED化など、エネルギーの効率利用などの取組が報告されております。

また、建築物省エネ法により、国と道への報告が一部重複しております。規定の在り方についての検討が考えられます。

次に、スライド17の上段は、再生可能エネルギーの利用に関する義務規定についてであります。

これは、エネルギーを供給する事業者に対し、再生可能エネルギー計画書や達成状況報告書の作成、知事への提出を義務づけ、知事はそれらの計画書等を公表する制度となっております。条例制定時から計画書、報告書の提出があった事業者は53事業者となっております。

その他、中段から下に記載しておりますが、自動車販売事業者、大規模駐車場の設置者、家電など特定機械器具の販売事業者に対しまして、省エネ性能の説明やアイドリングストップ、統一ラベルの表示などを条例で義務づけておりまして、省エネ対策の在り方について

での検討が考えられます。

次に、スライド18では、主な他府県の温暖化対策条例における特徴的な制度を収集整理しております。

スライド19から21におきましては、条例見直しの検討に当たっての道として考える主な論点をまとめております。

スライド19は、主な論点の総論として、条例制定後の情勢変化を踏まえた条例の在り方、ゼロカーボン北海道の理念を共有し、道民などの理解と協力を得て、オール北海道での推進につながる条例の在り方、脱炭素社会に向けた各主体の責務、北海道らしい緩和策、適応の推進についての在り方、施行状況を踏まえた条例の在り方といった論点を道として考えております。

スライド20では、スライド5、6とも関連いたしますが、条例見直し検討の視点のキーワードとして、道の温暖化対策の基本的事項となる温対計画と適応計画における重点的な取組を抜粋しております。

スライド21では、主な論点の各論といたしまして、道の基本的な取組方向の在り方、事業活動分野の義務規定の在り方や、家庭部門におけるライフスタイルの変容を促す取組の在り方などを分野ごとの論点を道として考えております。

スライド22では、本日、重点的にご議論いただきたい事項といたしまして、条例見直しの検討に当たっての主な論点の整理と今後の検討の進め方について、幅広いご議論をいただきたいと考えております。

最後に、スライド23により、条例見直しの想定スケジュールをご説明いたします。

本日は、全体的な駆け足でのご説明となり恐縮でありますけれども、本日の部会以降、各回において、より具体的に状況説明などをさせていただきながら、総論から各論へとご審議をいただきたいと考えております。

下段の青枠内に記載しておりますが、およそ2月まで、温対計画の見直しと連動し、基本的な方向性に違いが生じないように進めさせていただきたいと考えております。

また、スケジュール表の一番下の行ですけれども、部会での審議を進めながら、事業者アンケートや意見交換など、幅広い丁寧な議論を行うことにより、道民や事業者などの理解と協力を得て制定していきたいと考えております。また、こうした議論につきましては、スケジュールに青い矢印でお示ししておりますが、審議に反映いただけるよう、適宜、部会に報告させていただきます。

審議会からの答申は、来年8月頃をめどに取りまとめていただきまして、その後、パブコメ、法令審査、道議会での議論を経て、令和4年度中の制定に向け、検討を進めて行くこととしております。

今後のご審議について、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

○藤井部会長 ご説明をありがとうございます。

それでは、今のご説明に対して何かご質問等がある方は挙手をお願いします。

○武野委員 条例のお話ですけれども、推進計画の見直しの中で、当然、数値をどう盛り込んでいくかということが焦点になると思います。そうすると、現計画の見直しを踏まえた上での条例見直しになると思うのですが、作業手順として並行してやるのか、それとも、計画を先行し、確定してから条例に入っていくのか、その辺の整理をお聞きしたいと思います。

○事務局（竹本局長） 計画については、今年の3月に策定いただきまして、あとは、どれだけ上積みができるかという部分からスタートになろうと思っておりますので、計画は、大変恐縮ですけれども、今年度中の改定を目標としております。

条例につきましては、来年度中の改正を目標としておりますので、計画がやや先行して走ることになろうかと思っておりますけれども、先ほど、本田課長からも説明がありましたとおり、諮問のときや、この第1回、第2回の部会のときには並行して進んでいくところでございます。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○小林（良）委員 今日の部会の次第等を見ていて、どのタイミングで、どういう形で発言したらいいのかがよく理解できていないので、今の段階で私の思っていたことを発言したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○藤井部会長 どうぞ、お願いします。

○小林（良）委員 今、計画の話が出ていて気になっていたのは、道のゼロカーボン北海道の関わりです。これは、道というよりも、骨太の方針に入っていますから、日本全体というくくりになるのかもしれませんが、ここの実現の計画と互いにリンクしていくのではないかと見ています。今回の計画の見直しの中で、それとのリンクが必要だということと、当然検討されていらっしゃると思うのですが、ロードマップみたいなもので、すぐにやるべきこととか、今年度あるいは来年度に取り組むこと、中期的に取り組むこと、長期、超長期で取り組むということの整理が相当必要かと感じています。

それから、目標自体ですが、後年度へのつけ回しにならないようなことが必要ということです。当然、今後、イノベーションに期待するということはあるのですが、極端にイノベーションに依存し過ぎないということが大事かと思っています。

それから、国もそうですが、産業部門のCO₂の排出量が最も大きいということです。この部門を削減していくということは非常に効果が大きいと私も思っています。経済とか産業活動が過度に抑制されないように、バランスを取って進めていくことが非常に重要かと思っています。

特に、コロナ禍で甚大な影響を受けている観光とか食関連産業、運輸部門もそうだと思いますけれども、こういった業種への足元の配慮というものが相当必要なかと感じています。

それから、前にも部会で質問なり意見なりで申し上げているのですが、森林によるCO

CO₂ 吸収量が減少傾向にあるようです。樹齢等々の諸事情があるにしても、道産材のさらなる利用促進とか植林の推奨などで森林吸収量の増加を強力に図っていく必要があると思っています。

あとは、今まではあまり言われていなかったのかもしれませんが、農水産物の地産地消を推進するというのも一手かと思っています。というのは、遠距離輸送をしなくて済むという観点から、CO₂ の削減に貢献できるのかなということで、食料や飼料、肥料の道内に生産の促進、あるいはスマート農業の推進が必要だと思いますし、ここにおいても逆に生産者にしわ寄せがいかない形の無理のない削減が必要かと思っています。

どこのタイミングで申し上げていいのか分からなかったものですから、考えていたことを一気に言ってしまうましたが、以上でございます。

○藤井部会長 問題提起としても非常によいコメントをいただけて、大変ありがたいと思います。

今の件の関連も含めて、ほかの委員の皆様からのご質問等はございますか。

今、小林（良）委員から、森林吸収に関してもご言及をいただきましたけれども、もし私が木だったら、こんなに吸収しなければいけないのかとプレッシャーを感じると思うのです。森林吸収と経済の削減のところは、もちろん民生もそうですけれども、私たちは、昨年度の審議会と部会で、エビデンスを持って、ちゃんと積み上げて削減目標を立てるということを前提にしていました。もちろん、そうでなければ委員の参画の意義があまりないわけですが、正しい方向で野心的にやっていくという非常に難しい点があります。

やはり、先ほどからご懸念があるように、今日の事務局も駆け足だったのですけれども、今後の作業も駆け足になることが想定されますので、年度内にやらなければいけないことと、今から1年半かけて着実に議論していくところを区別してやっていくということですね。特に、年に何回かしかない部会で、委員も一度離れると忘れますから、事務局の皆様には、今年度中にやらなければいけないことに関しては、早めに委員にご連絡いただきたいと思います。年度末になると忙しくなりますので、その辺はぜひご配慮いただきたいと思います。

そういった流れで進める上で、この件に関して追加でご質問などはございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 それでは、この件に関する議論は一旦閉じたいと思います。

次の議題に入りますが、（2）地球温暖化対策推進計画の見直しについてです。

こちらについては、10月15日の親会において、知事から諮問を受けて、本部会に審議が付託されたという点は前の議題と同じですけれども、地球温暖化対策推進計画は、この部会の審議を経て、今年3月に策定されましたが、本道では、温室効果ガスの削減目標や地球温暖化対策推進法の改正などを踏まえて計画の見直しを行うことになっております。

ということで、事務局からの資料のご説明をお願いいたします。

○事務局（市川課長補佐） 気候変動対策課の市川でございます。

私から、北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについてご説明させていただきます。
まず、資料２－１をご覧ください。

北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについてということで、この資料は、先般行われました北海道環境審議会親会でお示しさせていただいたものです。

趣旨、経過、見直しの検討やポイントということでまとめたものとなっております、道の地球温暖化対策推進計画につきましては、北海道が実施していく地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定しております、温室効果ガスの削減目標や主要な排出抑制等の対策・施策などを明らかにしているものでございます。

先ほど、部会長からお話がありましたとおり、国のほうで、地球温暖化対策の計画の見直しが行われまして、そういったものも含めまして、昨今の状況を踏まえた見直しを行うことを考えております。

次のページをご覧ください。

本年４月以降の脱炭素に関連する動きということでまとめております。

先ほどの条例の説明でも一部お話をさせていただいておりますが、４月以降、１０月まで、かなり大きな動きがございます。

国では、４月に新しい計画における削減目標を４６％とすると、削減目標だけを先行して表明しております。その後、農林水産省で、みどりの食料システム戦略の策定というものもありましたし、６月には、地域脱炭素ロードマップといったものも策定されております。

あとは、６月に、国の経済財政運営と改革の基本方針２０２１、いわゆる骨太の方針と言われているものですが、これにゼロカーボン北海道を推進して取り組んでいくといったことが明記されておまして、国のほうでは、続きまして８月にゼロカーボン北海道タスクフォースといったものを設置させていただいております。

タスクフォースというものは、地域の脱炭素の取組の先頭となることが期待される北海道の取組を国が省庁横断で支援していただける組織ということで整備をさせていただいております。

そして、先週の金曜日に、地球温暖化対策、またエネルギー基本計画が閣議決定されているという国の動きになっております。

それに対しまして、北海道の動きとしましては、本年５月、気候変動対策推進本部、これは内部の連携組織になるのですが、この体制を拡充しております、６月には、ゼロカーボン北海道推進協議会という官民連携で取り組んでいくための協議会を設置させていただいております。

８月には、これも内部の推進体制ですけれども、ゼロカーボン推進監という部長級を設置しまして、新しくゼロカーボン推進局という局も設置して取組を強化しております。

次のページをご覧ください。

次のページは、１０月１５日に親会に提出させていただいている諮問文になります。

続きまして、資料 2-2 をご覧ください。

今回の計画の見直しにおいてご議論いただきたい事項ということでまとめさせていただいております。

大きく三つです。

一つ目は、温室効果ガス削減目標の上積み及び関連する対策・施策についてということで、国の新たな計画案とさせていただいておりますが、これは案が取れました新たな計画ということでお読みいただければ幸いです。

国の新たな計画で示されました排出部門ごとの削減の考え方や目標達成に向けた対策や施策、道の関連計画も踏まえまして、削減目標のさらなる上積みが可能な分野とその目標値の見直し、達成に向けた方策などについてご議論をお願いしたいということです。

二つ目は、地球温暖化対策推進法の改正を踏まえた対応ということで、温対法の改正の中でも大きく 2 点あります。

1 点目は、対策の実施に関する目標の設定ということで、再エネの利用促進、事業者・住民の削減活動促進、地域環境の整備、循環型社会の形成に係る施策に関して、目標を立てることが法の中に盛り込まれております。これに関しましては、現在、国の検討会で目標設定の考え方を検討されておまして、これは 1 2 月頃に素案が示される予定と聞いております。

2 点目は、地域脱炭素促進区域設定に係る環境配慮基準の規定ということで、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するため、市町村が地域脱炭素促進区域を設定する際に、都道府県が環境省令に即して定める環境配慮基準を定めることができるとされております。これにつきましても、国の検討会で環境省令や都道府県が示すべき基準の在り方を検討しておまして、1 1 月頃には取りまとめられる方向とお聞きしております。

三つ目は、大きく三つ目の 2050 年までの推進の目安などの分かりやすい示し方ということで、ゼロカーボン北海道の実現後の姿や、そこに至るまでの道筋を、道民や事業者、行政などが共有するための推進の目安や、各分野における将来の姿のより分かりやすい示し方ということです。

この大きな 3 点について、今回の見直しのご議論をいただければと思っております。

次のページですが、計画の見直しにおける審議スケジュールということで、今回は温対部会の第 1 回目ということでご説明させていただいているところですが、次は、12 月に開催予定の 3 回目の温対部会において、またご議論をいただきたいと考えています。そして、1 月の第 4 回目の温対部会の中で部会案の取りまとめをしていただければと考えております。

続きまして、資料 2-3 をご覧ください。

地球温暖化対策推進計画（案）の概要ということでお示しさせていただいております。

今日、会場にお越しいただいている委員の皆様には、テーブルの上に紙を 1 枚置かせていただいております。先週、閣議決定されました地球温暖化対策計画の改定についてとい

う概要の資料がございます。

この中で、2030年までの排出量や、その各部門の削減率などが資料の二つ目のスライドに記載されておりまして、ここで大きく特徴的なものは、産業部門と家庭部門の削減を大きく進めていくということがこの計画から見て取れます。

産業部門については、従来の目標では7%の削減としていたものが、38%の削減としていくということです。家庭部門については、39%の削減目標を66%の削減目標としているということが大きな特徴となっております。

スライドの3枚目ですが、地球温暖化対策計画に位置づける主な対策・施策ということで、再エネ・省エネ、産業・運輸など、そして、横断的な取組ということで主な対策・施策が示されておりまして、横断的な取組の中で、2030年度までに100以上の脱炭素選考地域を創出していくということが記載されておりまして。

これは、後段でご説明させていただきます地域脱炭素ロードマップにも示されておりまして、こういった取組を進めていくこととしております。

スライドの4枚目をご覧ください。

これは参考ですが、現行計画からの個別対策の主な強化事項ということで、こういったところで削減を強化していくということが書かれている資料です。

先ほどご説明しましたとおり、産業部門、家庭部門については、大きな削減を図っていくと言っておりまして、その中でも、特に大きく見込んでいるのが、電力の脱炭素化に伴う削減ということで、産業部門で言うと約25%の削減、家庭部門で言うと約20%の削減を進めていくとしております。

続きまして、スライドの6枚目でございます。

これは、地域脱炭素ロードマップという、本年6月に、国と地方の脱炭素実現会議の中で本ロードマップを決定しております。このロードマップには、キーメッセージとロードマップ実現のための具体策、そして、三つの基盤的施策が示されておりまして。

三つの基盤的施策としては、地域と国が一体で取り組む地域の脱炭素イノベーション、グリーン×デジタルでライフスタイルイノベーション、社会を脱炭素に変えるルールのイノベーションということで、3点の基盤的施策が示されておりまして。

スライドの7枚目をご覧ください。

キーメッセージでございますが、地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献するという一方で、一人一人が主体となって、今ある技術で取り組めるもの、再エネなどの地域資源を最大限に活用することで実現できるもの、地域の経済活性化、地域課題の解決に貢献できるというのがキーメッセージとして示されておりまして。

スライドの8ページ目ですが、ここに地域脱炭素ロードマップの対策・施策の全体像ということで示しておりまして、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱

炭素の取組を加速するということを明示しております。

今後5年間の政策ということですが、2点示されておりました、2030年度までに、少なくとも国内100か所で脱炭素先行地域をつくる。二つ目が、全国で重点対策を実行していくといったものでございます。

スライドの9ページ目をご覧ください。

ここに、重点対策の具体的な内容ということで、八つ示されております。

一つ目は、屋根置き自家消費型の太陽光発電といった記載が始まっておりました、やはり再エネを活用していくということが主に書かれております。

そして、そこに住宅建築物の省エネ性能の向上であるとか、運輸部門でありますゼロカーボン・ドライブを推進していくということです。

また、資源循環の高度化を通じた循環経済への移行、サーキュラー・エコノミーという言い方もしておりますが、こういったものを進めていくということで、重点的な内容を示しております。

次に、資料2-4をご覧ください。

こちらは、国と道の温室効果ガスの削減目標についてということでまとめたものになっております。

国が、新しい目標を46%で、一つ前の目標であります26%削減というのは、このような内訳になっているというものと、右側には、北海道地球温暖化対策推進計画に定めております35%削減の内訳を示しております。

そして、一番右の欄に、新たな目標の設定に向けた考え方ということで、森林吸収源に関しましては、北海道の森林吸収源対策推進計画の目標値と整合させていくということです。

これも、今年度に見直しをするということで作業を進めておりました、吸収、固定量を維持し、増加につなげる道独自の対策等を検討中ということでございます。

そして、中ほどであります非エネルギー起源及び温室効果ガスの排出と、吸収源のうちの農地土壌、都市緑化の部分にありますが、国の温対計画の対策・施策ごとの目標値から各種統計値を用いて道内分を案分するといったやり方で算出していきます。

そして、エネルギー起源のCO₂に関しましては、北海道省エネ・新エネ促進行動計画の目標値と整合させていく、国の新たなエネルギー基本計画の内容を踏まえて、取組や目標の見直しについてですが、この計画についても、今、見直しを検討中であるということになります。

なお、これら省エネ・新エネ促進行動計画の削減量及び国の対策・施策による削減量などを踏まえて新しい温対計画の削減目標を設定していくといった考え方でございまして、昨年ご議論いただきました推進計画の見直しのところと基本的な考え方は変えない形で、これまでの計画をベースにしまして、それにどれだけ上積みしていけるかといった形で検討を進めていければと考えております。

○事務局（永井係長）　続きます、温対法の一部改正についてご説明いたします。

資料2-5をご覧ください。

2ページ目が主な改正点となります。

条例の説明でも触れていますので、簡単に説明いたします。

中ほどの赤枠で囲っている部分になりますが、主な改正点の②が計画に関係する部分で、計画に施策の実施に関する目標の記載や、地域脱炭素化促進事業に係る環境配慮等の方針を定めることとされております。

これらは、国の温対計画やロードマップとも整合しているところです。

次に、3ページ目をご覧ください。

地域脱炭素化促進事業の制度についてご説明いたします。

上段の赤枠で囲っている部分が、都道府県に関する部分の記載になりまして、(1)として、地方公共団体実行計画において、再エネ利用等の施策に加えて、目標を定めるとされており、1行下に記載のある四つのカテゴリについて、それぞれ目標に記載をすることとされました。

目標につきましては、道の現計画においても、補助指標という形で既に記載があるものですが、国の検討会において、こういった考え方で設定を行うべきか、現在、検討を行っておりまして、これらの検討を踏まえ、不足しているもの等につきまして、記載を行っていくこととしています。

(2)としましては、地域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができるとされており、国が省令で示すこととしている全国一律の環境保全上配慮すべき基準、こちらも、現在、国の検討会において、どのような基準とすべきか検討が行われるところですが、これに加えて、国の基準を踏まえて、地域の自然的社会的条件に応じて、都道府県が定める環境保全へ配慮すべき事項、これら2点を踏まえまして、かつ、地域合意が得られた範囲で、市町村が地域脱炭素促進区域というものを定めることができるとされたもので、この区域は、地域配慮の観点からの事業候補地選定の円滑化など、事業実施に係る予見性の向上や、温泉法、森林法、農地法、自然公園法などに係る手続のワンストップ化やアセス、環境影響評価の手続の一部省略などの特例措置が受けられるなど、事業実施の円滑化が見込まれているところでございます。

4ページ目には、地域脱炭素促進事業に係る全体の流れが記載されております。

5ページ目をご覧ください。

5ページ目は、目標の記載についての説明になります。

再エネ導入目標を種別ごと、太陽光や陸上風力、洋上風力、バイオマス等ごとに設定することなどの記載がありまして、現在、国の検討会において検討されているところであります。

6ページ目をご覧ください。

6 ページ目は、配慮すべき事項の例として、他県での再エネ導入に係る条例を例示しております。

配慮基準は、促進区域の設定に係る配慮であり、規制を行うものではございませんが、ご参考に記載しております。

災害危険区域や稼働音、反射光等の住民への影響や環境保全、景観保全などの観点が想定されるところであります。

7 ページ目には、国の検討会の検討事項及びスケジュールを記載してございます。

目標設定の考え方や配慮基準の配慮すべき事項、国、都道府県の基準の役割分担、具体的にどのような内容とするべきか、保護地域や絶滅危惧種の生育地等の保護地域の除外等、これらを論点に、現在、検討が行われており、先ほども説明しましたが、11月をめどに取りまとめ、12月をめどに改定マニュアルの素案が示される予定となっております。

道として配慮すべき事項等につきまして、議論いただけますよう、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○藤井部会長 それでは、委員からご質問等はございますか。

○中津川委員 一番聞きたいのは、去年と全く同じような議論ではないかと思うのですが、今回、いろいろな削減目標のハードルが上がって、それを実現できるほどの根拠のある計画を提示できるのかどうかです。

そこで、二つお聞きしたいのですけれども、一つ目は、資料2-2の2ページ目に計画のスケジュールが示されています。温対部会の2回目が書いていないのですけれども、これは、ないのですか。いきなり3回目なのですか。

○事務局（市川課長補佐） 温対の部会の全体のスケジュールの話になってしまうのですが、本日、第1回目ということで温対部会を開催させていただきまして、第2回目を来月11月に開催を予定しているのですが、ここでの議論は、次の議題にある、毎年ご議論いただいております点検評価についてのご議論を11月の第2回目の部会でさせていただきます。そして、第3回目、12月において、また計画についてのご議論をお願いしたいと思っております。

これにつきましては、先ほどもご説明の中でさせていただきましたが、今、国のほうで検討しているものが、11月から12月にかけて見えてくる部分もありますので、そういったものを踏まえまして、12月に委員の皆様にご議論していただければと考えております。

○中津川委員 何を言いたいかと言うと、3回目で予定されている施策の提示がありますね。これは、提示して合意できるかとか、もう一回、見直してとかの手順が必要かと思いますが、いきなり出して、皆さん了承というふうにはいかないような気がするのですけれども、根拠のあるような計画や施策というのは出せるのかどうかというのが一つです。

それから、もう少し具体的に言いますと、国の目標に合わせて削減をしていくというこ

とになるのですけれども、資料２－４に棒グラフがありますね。新目標が４６％削減ということで、北海道もこれに合わせて上積みをしていくということになると思うのですけれども、その辺の積み上げが、きちんと根拠のある形でできるのかどうかということです。

また、より具体的に言いますと、森林の吸収量が、今、既に３５％で国の目標よりかなり高い目標になっているのですけれども、これを現実的にできるのかどうか、空雑巾を絞るようなことにならないのか、その辺の見通しを教えていただければと思います。

○藤井部会長 今の委員からのご質問、コメントに対して、事務局からお願いします。

○事務局（市川課長補佐） 資料２－４にもお示しさせていただいているのですが、森林吸収源対策推進計画を基にして、森林吸収量の数字を我々の計画にも入れているということです。そして、またエネルギー起源ＣＯ₂の削減についても、省エネ・新エネ促進行動計画という道の計画との整合を図っていくという中で、両計画とも、我々の議論と並行しまして見直しの議論をそれぞれの部局で行っている状況になってございます。

ですから、各個別計画の内容の議論も、この部会の中で進捗をご報告させていただきながら進めさせていただければと思っております。

○中津川委員 それから、１２月一度提示して、それで皆さんが合意できるようなものを出せるような流れになっていくのですか。

○事務局（市川課長補佐） これからの進捗となりますが、昨年のご議論も踏まえまして、なるべく皆様に分かりやすい形でお示しをさせていただければと考えておりますので、それは、それぞれの部会の中で工夫していきたいと思っております。

○藤井部会長 中津川委員は、今の回答でよろしいですか。

○中津川委員 取りあえず、結構です。

○藤井部会長 それでは、山野井専門委員、お願いします。

○山野井専門委員 資料２－４で結構ですけれども、中津川委員からも言われていましたし、部会長からも森林吸収源に対する期待と申しますか、次の計画に向けてさらに大きなものがあるようなお話もされておりましたので、あわせて意見を申し上げておきたいのですが、その図の中で、吸収量７５７と示されています。昨年度の議論の中で、森林も含めて吸収源対策の量が全体的に縮小気味であるというグラフを示していただいています。私としても林野庁の資料を私のほうで確認してみたのですけれども、やはり全体的に縮小ぎみの積算量が出ています。

実際には、ここしばらくの動きとしては、森林環境税とか、森林環境譲与税とか、地方交付金に当たる部分を拡張していこうという流れになっている中で、この１０年の目標として吸収量を削減するというのは、あり得ない目標かと思えます。

ただ、最低でも現状維持ということが、この計画の中で必要だと思っております。

吸収量７５７という割と小さくなっている目標値を前回の目標として出しているのですけれども、現状の吸収量というのは、１，０００には届きませんが、９００台くらいの数字が挙がっていますので、いろいろな施策の見積もりがあるとは思っているのですけれども、や

はり目標値としては、最低でもそのぐらいが必要ではないかという意見を持っています。

実際にできるかどうかは、森林吸収源対策推進計画を農水の担当課でやられると思いますので、その中できちんと評価されるかどうかを注視していただきたいと思っています。

○藤井部会長 事務局のほうで、今のご示唆に対するご対応をお考えですか。

○事務局（市川課長補佐） 森林吸収源の目標に関しましては、国の新たな目標でも増やしていくといった目標を立てている状況もございます。これらも踏まえまして、今、森林の担当部局で検討を進めておりますので、その状況などはまたご報告させていただければと思います。

○藤井部会長 私から山野井専門委員にお伺いしたいのですが、今、市川課長補佐からお話のあった森林部局とのやり取りというのは、山野井専門委員は別ルートで早く把握されることはあるのですか。

○山野井専門委員 それが、あまりないのです。

私も、いろいろな勉強会みたいなものにわざわざ顔を出して情報を仕入れているというのが限界です。ただ、具体的な積算の中で、以前も森林吸収量が1年ごとにかなり変動が大きいとか、減少するのはなぜかとか、この部会でもいろいろな議論が出ていたと思います。そういう目で見えていたり聞いたりするのですが、具体的な積算根拠の中でそれをなかなか提示していただけないというのが現状なので、部会長のおっしゃるように、早く分かるかと言われれば、そんなことは決してないです。

○藤井部会長 森林に関してワンイシューで、ほかの委員がこういう数字でという根拠を出す余地がなくて、山野井専門委員のご意見がかなり大事で、そこに尽きる部分もあると思うのです。その辺を事務局と詰めることはできないですか。

今日ではなくてもいいのですけれども、北海道ならではの部分もあると思いますので。

○山野井専門委員 そうなのです。

最初のまくら書きのところで、北海道の森林は全国の22%という大いなる期待をそこに示していると思いますし、全体の流れでも吸収源対策というのは、最後のニュートラルなところのつり合いで非常に目立つという意味もあるので、そういうところはおろそかにはできないと思います。私どももできる限り情報を取りたいと思いますが、ご期待に添えるかどうかは分かりませんが、できる限りやりたいと思います。

○藤井部会長 山野井専門委員から、ほかに追加でご質問等はございませんか。

○山野井専門委員 特にありません。

○藤井部会長 ほかにございますか。

○小林（良）委員 先ほど幾つか申し上げた中で、森林関係のお話をさせていただいたのですが、私は専門家ではないのでよく分かりませんが、森林の吸収量が減少傾向にあるということを申し上げました。それに対して、例えば、道産材の利用促進とか、植林の推奨とか、こういったいろいろな施策を通じて吸収量の増加を図るべきではないかということを申し上げました。

今の山野井専門委員のお話を伺っていても、やはり傾向としては、吸収量の減少傾向があつて、それに対して、何らかの施策を講じなければいけないということだと思いますので、具体的な施策を挙げて、今回の目標みたいなものも検討していく必要があるのかなと感じますが、山野井専門委員は、その辺はいかがでしょうか。

○山野井専門委員 先ほども言いましたけれども、今、税の投入というのが、国有林はともかくとしまして、特に民有林一般については森林環境譲与税という形でなされ始めています。それは、具体的には森林整備ということになると思います。森林整備をしたからといって、自然科学的に本当に炭素の吸収量が増加するかどうかはちょっとグレーですけども、政策としては、森林整備をすることによって評価面積を増やすとか、森林をよりよいものにするとか、そういったことで利用しながら森林吸収量への評価をクレジットしていくということが目標ですから、そういった立場で行うということですね。事業を行う面積をより増やしていくということが、具体的にできる施策になるのだろうと思います。

○藤井部会長 ほかにございませんか。

○小林（ユ）専門委員 この計画の見直しについてですけども、先ほどの藤井部会長からのお話もあるとおり、現実的なところを踏まえつつ、やはり、さらなる高みをという野心的な取組をしていかないと、今の世代に無理のない取組をするということではなく、将来世代、Z世代と言われるような方たちは、しっかり科学的な根拠を示して危機を訴えて、今の状況では駄目なのだというふうに大人たちにもしっかり言っていますので、そこにも応えられるようなものにしていかなければいけないと思っています。

温暖化の影響というのは、弱い立場の人たちに一番大きくかかってくると思いますし、こういう変化のスピードについていけないような野生生物などは淘汰されてしまう可能性もあるわけですから、しっかりやっていかなければいけないと思っています。

先ほどの条例のところでも出てきていましたが、今回の計画ですと、資料2-3の4ページの産業部門と家庭部門のところ、電力の脱炭素化に伴う削減というところ、かなりの割合を出してきています。

太陽光発電については、コストも下がってきていて、例えば、売電するよりも自家消費したほうが良いということもありますけれども、いずれにしても費用がかかるわけです。省エネ機器や建物の省エネ化にしても、もちろん補助金などの支援があつたとしても、お金がないとできないということになります。もちろん、産業部門も、私たち民生の部門、家庭のところでもできる限りのことをやっていくということを考えると、誰もが電力を消費していて、電力会社から電気を購入しているわけですね。そのところが再エネの割合の高いところを選択していくということで、そこでのCO₂の削減が実現していくのかなと思っています。

私は今、ある企業さんの省エネの取組について一緒にお話をしているのですが、電力の消費量は変わらないのに、電力の購入先を再生可能エネルギーの割合の高いところに替えただけでCO₂排出量がぐっと下がったというデータを見せていただいて、購入先、

選び方が大事なのだなということを改めて思ったところです。道のほうでも、大規模な特定電気事業者だけではなくて、小売電気事業者に対しても、取組について、計画値などを出すようなことをされていたかと思えますけれども、以前の部会のところでもお話をさせていただきましたが、長野県では、県内に電気を供給する小売電気事業者は条例の対象になって、全て年度ごとの計画書や実績報告をされていて、県のホームページに93社くらいが全て出しているのです。

そこには、電源構成は、業務上の秘密のため出せないというところがありましたけれども、県民は、探そうと思えば、ここで全事業者の情報を得ることができるわけで、我々のようなNPOは、それをまとめて、例えば、こういうところは再エネ率が高いですよとか、CO₂排出量が少ないですよとか、そういう情報提供のお手伝いをすることができると思っております。

いろいろ削減するため、どこでどういうふうに減らしていくかということで、これから道庁内でも議論されると思えますけれども、道民の費用を負担だけの取組だけではなくて、今やれることから一歩進んでいけるような、誰もができるような取組も入れていってほしいと思っています。

もう一つは、先ほど、農水のほうで、みどりの食料システム戦略というのが出されたという話が出ていました。北海道は、1次産業が非常に大きい割合を示していますけれども、そこでも農水産業のCO₂のゼロエミッション化の実現とうたわれていて、中でも大きいなと思ったのは、有機農業を全体の25%に広げていくですよとか、化学肥料を少なくしていくよとか、そういった取組の概要も示されているものだったと思います。

そういう取組の中で必要になってくるのは、化学肥料ではない有機肥料をどういうふうに調達していくのかという中で、北海道では畜産が盛んですけれども、バイオマスの事業が系統の問題でなかなか進まないということもあります。道内の農業者たちを支援する、家畜ふん尿の処理も必要なことですので、CO₂の削減と農家の支援を併せて取り組んでいけるようなことも出していけたらいいなと思っています。

○藤井部会長 どうもありがとうございました。

コメントということによろしいですか。

○小林（ユ）専門委員 はい。

○藤井部会長 続きまして、中村委員、お願いします。

○中村委員 私は、都道府県が環境配慮する事項についてお聞きしたいのですが、資料2-5の3ページにマーカーをつけてありますが、今回の部会で配慮事項を決めるのかどうかを教えてください。

決める内容は、6ページに岡山県と山梨県の事例があるのですが、事務局としてはこんなイメージを持たれているのか、今回の部会でこういった配慮事項についてどこまで踏み込むのかということをお教えいただきたいです。

例えば、岡山県とか山梨県で書いてある内容が結構アバウトなのです。例えば、自然環

境、生活環境及び景観その他の地域環境を保全しとか、そのための措置をしなければなら
ないと書いてあるのですけれども、保全したということを誰が判断するのか、その辺も含
めて教えてください。

○事務局（永井係長） こちらに例示してあるのは、参考に示したものでして、先ほど申
し上げたとおり、今、国の検討会のほうで、どういった基準とすべきかということも議論
されておりますので、それらを踏まえて、こういったものはいかがでしょうかということ
で、たたき台をお示しして、それについてご議論いただくようなイメージを今のところは
考えております。

こちらに書いてある災害危険地域というのは、恐らく、国のほうで全国一律とする基準
となるのではないかと思いますのですけれども、それも分からないので、国の状況等を踏まえ
まして、今後、ご議論いただきたいと考えているところです。

○中村委員 この部会で議論するのですか。

○事務局（永井係長） そのつもりでおります。

○中村委員 国を待っていて、いつまでにこの部会でその案が出てくるのですか。

○事務局（永井係長） 7ページに書いてありますが、国の検討会の法施行検討会という
ところで環境配慮基準について議論がなされていて、その手順についてマニュアルに示し
ていくことにされております。

したがって、11月に、およその基準の全体像が示されて、具体的な手順について、1
2月に示されていくこととされております。

○中村委員 我々は、第2回目の部会で議論できるのですか、それとも第3回目の最後な
のですか。

○事務局（永井係長） 今のところ、第2回でお示しできる予定で考えております。

○中村委員 結構大事な話題だと思うので、国に頼るのも結構ですけれども、国の議事内
容とか資料は、当然、入手できると思いますので、道独自の考え方を早めに示していただ
くのが大事だと思います。あと2回しかないなので、早めの提示をお願いいたします。

○事務局（永井係長） そのようにしたいと思います。

○藤井部会長 栗田専門委員、お願いします。

○栗田専門委員 今回、議論の重点的などころということで、条例の見直しの検討に当た
っての主な論点の整理ということだったのですけれども、改めまして、私、温暖化防止対
策条例、参考資料1-1をじっくり読ませていただきまして、特に、第6章の移動につい
て、これは本当に改定しなければならないなというぐらい、今の時代に即していないとす
ごく感じました。

何より、公共交通機関の利用への転換等と最初に記載されていますが、北海道の現在の
公共交通の充実度といったら、どんどん衰退していくであろうと想定されますので、こう
いう部分では、やはりきっちり考えていかなければならないと思います。

一方、コロナ禍以降、パーソナルな移動というものがすごく進んでいるなということは

肌感覚で感じています。ライフスタイルもすごく変わってきているのではないかと思います。

余談ですけれども、富良野で、コロナ前はタクシーや公共交通利用が多かったのが、突然、レンタカーの需要がすごく大きくなりまして、本当にパーソナルで移動したがる方々が増えたという話を聞いております。そういった中で、公共交通機関を維持できるのかというところも含めて考えていかなければならないと思いました。

また、第6章の第21条で、排出量の少ない自動車の使用等となっております。これは、もちろんEVとか水素などの自動車のことを考えているのだと思うのですが、その部分が条例の中では、順番が公共交通よりも上に上がってくるでしょうし、具体的にこういったものをどこまで記載していくのかという具体感を教えていただきたいと思いました。

第3次地球温暖化対策推進計画の概要では、FCVとか、FCとか、随分と水素推しで書かれている印象を受けましたので、そこも含めて、もちろんEVは給電スポットの拡充もありますけれども、水素ステーションは、北海道の場合は、水素ステーションがなければ導入は難しくなっておりますので、そういったところの両輪ですね。

EVと水素の違いというのは、それぞれいいところがあると思っていて、北海道内では、長距離を走るトラックとか、長距離間の移動のバスなどは、水素はメリットがあると思っています。一方、都市間では、水素というのはなかなか難しいと思っていますので、そこら辺も併せて考えていけばいいと思いました。

質問というよりも意見になってしまいましたけれども、以上です。

○藤井部会長 事務局はいかがでしょうか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 条例につきまして、公共交通機関に関して、運輸に関して、具体的にどこまで書いていくかというご質問だったと思うのですが、これからの法令の文言や都府県の状況も確認して具体的にようになっていくと思います。条例の考え方としまして、簡単に変えるようなものではないので、中長期に皆さんがご理解いただけるような文言で使っていくということで、国のロードマップ等も確認しながら定めていきたいと思っています。

また、各論のときにその辺りをどんな文言を使って皆さんにご理解いただくかということをご説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤井部会長 それでは、武野委員、お願いいたします。

○武野委員 確認と意見が一つずつあります。

まず確認ですが、国が非常に高い目標を掲げたことで、北海道はどうするのか。

前回の論議もそうだったのですけれども、数値目標は、省エネ行動計画推進有識者検討会議と連動するというので、どちらが主体かは別として、そちらの数字がこちらの数字にもなる。そうすると、今週に初会合があるので、目標の策定はかなり遅くなるのではないか。数字が次の部会までに入る見込みでしょうか。もし入らなければ、それなしで条例

も計画の見直しも進めることになるのかということです。

意見としては、国が非常に高い目標を掲げる中で、産業部門と家庭部門のウェイトが高いです。施策としていろいろ出てくる中で、トップランナー的に非常に意欲的なものがたくさん入っているのですけれども、残念ながら、全てがトップランナーではなくて、ボトムアップするために様々な、対応可能な、難易度の低い施策が必要になると思います。

前の論議でも申し上げましたが、例えば、新築だけではなくて、リフォームだって大事だということです。

資料を見たら、新增築という言葉はあるのですが、改築、改修という表現が見当たりません。リフォームで重要なのは、高气密、高断熱ですね。「高」までいかななくても、気密性、断熱性の高い家に住むことによって、暖房消費量が減って、灯油が減るとか、全体として、そういうことがかなり大きい数字になると思います。

同じように、前回の条例制定のときに言葉として存在しなかったと思うのですが、フードロスがあります。生産するときにエネルギーのロスを守る、あるいは輸送、廃棄のロスを守るという意味で、フードロスを削減することは、エネルギーの有効活用、あるいは無駄なエネルギーを減らしていくことにつながっていくと思います。

同じように、プラスチックの削減とか、家庭でできるレベルでまだまだいっぱいあります。そういったことを条例にも計画にも盛り込んでいただきたい。それで全体のCO₂が何%削減するかという数値化はなかなか難しいと思うのですが、行動変容につながっていく、行動変容を促していく、そういう表現が必要であろうということです。

これは、道民だけに求めるのではなく、道庁も含めてです。様々な形の行動変容につながっていくのを、次の条例ではぜひ強調していただきたいという意見です。

○藤井部会長 まず、確認をよろしいですか。

○事務局（市川課長補佐） 武野委員のご指摘のとおり、省エネ・新エネ行動促進計画の議論は、今週始まるというふうに我々もお聞きしておりますが、その数字自体が12月に開催する第3回目の部会、計画の議論という2回目には間に合わない可能性もございます。2回目の議論の中では、お示しできるものを全てお示しさせていただいた中で議論をさせていただいて、数字自体が全てそろえるのは年明けの第3回目の議論となってしまう可能性もある状況です。

○藤井部会長 よろしいでしょうか。

実は、今日はまだ議事がいろいろありますので、一旦、この議事に関しては終了しまして、引き続き、何かありましたら、また最後にご意見をいただければと思います。活発なご議論をありがとうございました。

次に、資料2-6の説明をお願いします。

○事務局（永井係長） 資料2-6をご覧ください。

2050年ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組につきましては、長期間で社会全般

にわたるため、実現後の姿や、そこに至るまでの道筋を、道民や事業者、行政など、全ての主体が共有することが重要であると考えております。先ほど、小林（良）委員から冒頭にご指摘がありましたとおり、より分かりやすい形で道民や事業者に示していく必要があると考えております。

既に現計画にも、資料の1ページ目の右側の2050年の目指す姿など記載があるところではありますが、より受け手が分かりやすい形に整理を行って、計画に記載することを検討しているところです。

2ページ目以降に、国や他県で示しているものを参考に例示しております。

2050年までの推進の目安や各分野における将来の姿の分かりやすい示し方について、今後どのような形で整理を行っていくべきか、ご意見を賜りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○藤井部会長 この件について、ご意見等がございましたら挙手をお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○藤井部会長 それでは、推進計画の見直しは、これまでのご説明、活発にご議論いただいた内容を踏まえて、次の部会でも審議を継続していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

最後の議題になりますが、（3）令和2年度（2020年度）における北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況についてです。

本日付で諮問がありました本件は、当部会の付託事項になるということで、施策の点検評価と言われており、毎年審議しているものですが、その概要、進め方等について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（吉澤主査） 気候変動対策課の吉澤と申します。よろしく願いいたします。

私から、毎年度行っております点検評価に関してご説明させていただきます。

初めに、画面共有しております諮問文をご覧ください。

会場にお越しいただいております委員の皆様には、机上へ文書の写しを配付しておりますが、こちらは、本日付で北海道知事から北海道環境審議会の中村会長様宛ての文章となっております。

令和2年度における北海道地球温暖化対策推進計画に基づく措置及び施策の実施状況についての諮問文になります。

北海道地球温暖化防止対策条例第10条に基づきまして、施策の実施状況について諮問しますというものです。

諮問理由についても記載しておりますが、条例第10条に基づき、施策の実施状況について、定期的に学識経験者等による評価を受けるものとしておりますことから、環境審議会へその審議をお願いするものとなります。

本件は、知事から審議会の会長宛てとなっておりますが、審議会の要綱におきまして、審議会の付託があったものとみなす指定事項とされておりますことから、温暖化対策部会

で審議を行っていただくものになります。

そのため、こちらは、今年度の本部会においてご審議いただきますとともに、部会の決議により答申を行っていただき、最終的に環境審議会へご報告するという形で進めさせていただきます。

次に、資料3-1から3-4を用いてご説明させていただきます。

初めに、資料3-1をご覧ください。

具体的な点検評価の進め方につきまして、フロー図によりご説明させていただきます。

図の左側に、道の点検結果報告書（案）とありまして、今年度、道が作成する報告書の取りまとめの流れを記載しております。

こちらの報告書は、資料上部に根拠を記載しておりますが、条例第9条におきまして、推進計画に基づく地球温暖化対策の実施状況を明らかにした報告書を作成、公表することから、この規定に基づき、道が作成する報告書となります。

報告書は、大きく分けて、対策・施策の実施状況評価と温室効果ガス排出量・吸収量の状況等の二つのカテゴリーに分けておりまして、上段の実施状況報告書におきましては、令和2年度に道が実施した関連事業につきまして、課題や方向性の検討を補完する関連指標や補完データなどを用いまして、進捗状況等を整理した上で、推進計画に基づく対策・施策の実施状況の自己評価を実施するという形で進めさせていただきます。

次に、下段の排出量、吸収量の状況等におきましては、直近の推測データなどから排出量及び吸収量を推計するとともに、補完データなどから近年の傾向や増減要因を分析しまして、削減目標の進捗管理を行ってまいります。

これらの結果を道の点検結果報告書として取りまとめ、次回の温暖化対策部会へ提出し、委員の皆様へ、対策・施策の実施状況、進捗状況の評価を行っていただき、答申という形で調査審議結果をご提出いただくという流れで進めてまいりたいと考えております。

なお、委員の皆様からのご意見などを反映させた道の点検結果報告書と、審議会からの答申結果につきましては、後日、道のホームページで公表いたしますとともに、課題や今後の方向性などを整理した上で、次年度以降の施策へ反映させていただくこととしております。

○事務局（濱本主任）　続きまして、資料3-2からは、私、濱本からご説明させていただきます。

資料3-2をご覧くださいませでしょうか。

道内における温室効果ガス排出量の算定方法につきまして、一部、算定方法の見直しを行っておりますので、ご説明させていただきます。

先日、2017年度の排出量の確定値を公表した旨、委員の皆様にはお知らせいたしましたが、現状では、排出量の算定に必要な国の統計データ等が全てそろうまでには約4年の期間を要しますことから、算定対象年度の約4年後に確定値を公表しているところです。

その算定方法につきましては、資料の表の一番左側の欄に記載しております。

こうした事情によりまして、確定値の算定には時間を要しますことから、これまでは、算定対象年度の約3年後にその時点で入手可能な統計等から必要なデータを推計することで、速報値という形で算定し、進捗管理を行ってまいりました。

速報値の算定方法につきましては、表で言いますと真ん中の欄に記載をしておりますが、朱書き部分、部門で申し上げますと、二酸化炭素の業務その他部門とエネルギー転換部門が速報値を推計しているところになります。

今年度におきましては、従来の推計手法によりまして、2018年度の速報値を算定することに加えまして、可能な限り、より直近の排出量を把握し、道の各種施策等へ反映させることを目的としまして、道総研のご協力をいただきながら、新たな手法により、概算の推計を検討いたしました。

表の一番右側の欄に推計手法を記載しておりますが、これによりまして、概算ではございますが、推計値として、2019年度の排出量の算定を行いまして、進捗管理を行ってまいりたいと考えているところです。

続きまして、資料3-3をご覧ください。

今年度、作成いたします点検結果報告書の構成内容をお示ししております。

報告書の構成としましては、昨年度と同様、報告書の本編とその概略をまとめた概要版の二つを作成する予定でございます。

本編の内容といたしましては、趣旨の説明のほかに、本報告書の評価方法等としまして、排出量の算定方法と実施状況の評価方法の説明を記載しております。

次に、道の自主点検評価の結果としまして、2018年度の速報値に加え、今回は新たに2019年度の概算の推計値の排出量と吸収量の状況、それから、2020年度における対策・施策の実施状況の自己評価結果を記載することとしております。

次に、道内の取組状況ということで、道の取組に加えまして、市町村の取組状況、事業者の取組状況、また、NPOの取組状況などをご報告させていただくこととしております。

最後に、参考資料といたしまして、昨年度、当部会からいただきました答申に対する道の対応状況などを記載させていただく予定としております。

なお、道の自主点検評価結果の排出量、吸収量の状況等の項目についてですが、2020年度までは、旧計画である第2次北海道地球温暖化対策推進計画の計画期間となりますが、昨年度の3月に、皆様のご協力の下、新計画である第3次推進計画を策定しておりますので、第2次計画の基準年である1990年度と、第3次計画の基準年である2013年度の両方の基準年の排出量との比較等を行い、両計画の削減目標の進捗状況を評価する形を取りたいと考えているところでございます。

また、昨年のものですと100ページにわたるような大冊の報告書になりまして、読みにくさを感じていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますので、今年度については、もう少し分かりやすくコンパクトな形でまとめることを検討しているところでございます。

続きまして、資料3-4をご覧ください。

本日10月25日が第1回地球温暖化対策部会になりまして、推進計画に基づく措置及び施策の実施状況について諮問させていただいているとともに、今年度の道の点検結果報告書の作成に係るご説明をさせていただいております。

そして、本日ご説明申し上げました内容等につきまして、この後、ご意見等をいただければと思いますので、「審議」と記載をさせていただいております。

第2回の部会につきましては、11月としておりまして、道の点検結果報告書の案をご報告申し上げました後、ご審議をいただきたいと考えております。

また、ご審議いただきました結果につきましては、答申文の形に整理をし、審議会からの答申ということで、道のホームページなどで公表させていただくことを予定しております。

最後になりますが、本日ご説明申し上げました内容のほかにもう1点、追加でご意見等をいただきたい事項がございますので、戻りますが、資料3-2をご覧くださいませうか。

先ほどご説明申し上げましたとおり、今年度は、資料に記載の手法により排出量の算定を行ってまいります。このうち、家庭部門の算定方法について皆様にご意見等をお伺いしたいと考えております。

まず、前提といたしましては、これまで、道の温室効果ガスの排出量の算定に用いるデータについては、統計法に基づく基幹統計や一般統計をベースに算定を行っておりますが、家庭部門については、道内全体の排出実態を示す政府統計というものが今まではございませんでした。

家庭部門は、表にも記載しておりますが、道内1世帯当たりの灯油、都市ガス、LPGの各燃料と電力のエネルギー消費量に世帯数と排出係数を乗じて算定しておりますが、1世帯当たりのエネルギー消費量の数値については、政府統計等で公表しておりませんでしたので、国のマニュアルに従いまして、北海道消費者協会様が実施しておられる調査データを活用させていただいているところでございます。

家庭部門の排出実態やエネルギーの消費実態については、国においても詳細な基礎データの把握が不十分という認識でございまして、今後の削減対策の検討や削減効果の検証のためには、早急な統計調査を整備する必要があるということで、2010年度より政府統計の整備に向けた検討が開始され、2017年度から一般統計調査として環境省において調査が開始されたところでございます。

環境省の統計調査におきましては、道内1世帯当たりの灯油、都市ガス、LPG、電力、こちらのエネルギー消費量が公表されましたので、道といたしましては、今後の家庭部門からの排出量の算定に当たりましては、こちらの統計データの活用も検討しているところでございます。

環境省の統計調査につきましては、2017年度以前のデータが存在しませんので、第2次推進計画の基準年の1990年度や第3次計画の基準年の2013年度との比較が困

難でありますことから、これまでも使用してまいりました北海道消費者協会様の調査データと併せて活用することを想定してございます。

具体的に申し上げますと、消費者協会様の調査データが道内の300世帯で、環境省の調査が道内の約900世帯ということになりまして、二つの調査を加重平均しまして、道内1,200世帯の調査データということになります。

道といたしましては、調査データを増やすことで、より実態に近いものになると考えているところですが、本日、委員の皆様のご意見等をお伺いさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○藤井部会長 まず、全体的なところと、最後のところの議論が必要になるわけですね。最後のところも含めて、委員からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

最後のところは駆け足でご説明いただきましたけれども、皆さん、ご理解は大丈夫ですか。具体的な数字を見てみると、加重平均でいいのかというような議論になると思うのですが、これに関しても、またどこかで議論できる機会があるのですか。

○事務局（市川課長補佐） 次回、報告書の案を作成するに当たって、どういった計算で案を作成するかといったお話になると思うのですが、従前どおり、北海道消費者協会様のデータを使わせていただく形で案を作成するか、また継続したご議論が必要ということであれば、従前どおりのやり方ということも考えたいと思います。

○武野委員 北海道消費者協会のデータの取扱いについて申し上げます。

実は、確定的なお話はまだできないのですが、この調査の継続については、ただいま協議、検討している最中であり、環境省調査があることは、むしろありがたいことです。

当面、過去データと新しい環境省データの統計的なギャップを検証いただいた上で、必要であれば加重平均という過渡的な措置を取りつつ、最終的に環境省データに移行することが可能であれば、それはそれで妥当だと思っております。

○宮森委員 お尋ねですが、環境省の900のデータというのは、例えば、うちエコ診断とか、そういったものからのデータなのでしょうか。

○事務局（市川課長補佐） うちエコ診断との連動というふうにはお聞きしておりません。あくまでも、住民基本台帳からの抽出と、インターネットを使った調査モニターで実施しているということになっております。

○宮森委員 了解しました。

データ数が多くなるのはいいのですが、北海道消費者協会のデータは、高齢者世帯が多くなっているということは聞いています。もう少し若い世帯が入るのがいいと考えますが、インターネットのデータがどこまで確かなものなのか？うちエコ診断でしたら、診断士が聴き取りをして入力するデータですので、ある程度確かな数値が反映されていると思うのですが、ネットの部分ほどの程度信頼性があるのかということは環境省に確認したほうが

いいと思います。

○藤井部会長 そのようなご意向ですね。

ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 それでは、この件についても、今年度の部会において調査審議を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、その他ですが、事務局から何かございますか。

○事務局(関課長補佐) 事務局の関と申します。

第2回地球温暖化対策部会の日程についてご連絡いたします。

先週、委員の皆様は、11月中旬から下旬にかけてのご都合を照会させていただきましたところ、残念ながら、委員の皆様全員がご出席できる日はなかったのですが、その中でご出席可能な方が一番多かった11月18日木曜日の午後3時から、第2回目の部会を開催したいと思います。

正式な通知は追ってご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○藤井部会長 本日の議事はこれで終わりですが、委員から何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○藤井部会長 なければ、私から、先ほどの白熱した議論の中で言いたかったけれども、運営上、時間がなくて言えなかったことを申し上げます。

中津川委員からありましたが、今後の審議スケジュールで、②のタイミングが今決まりました。先ほどからの多くの委員のご懸念は、③にいきなりぽんと情報が出てくるのではなくて、その前に早めに出してほしいということです。③は、年末で、皆さんは積もり積もった忘年会等で忙しいと思いますし、事務局も、去年の12月、1月の悪夢で大変ご苦労されていたので、今年は同じことを経験したくないというのは重々ご実感されていると思いますから、そこは早めに出していただけたらと思います。マイナス46%というのがいきなり降ってきています。北海道はほかのところより減るのではないかとというのが社会的な何となくのイメージだと思いますけれども、中村委員からもご指摘がありましたように、また、親会でかなり懸念されている方が多いと思うのです。資料2-5の3ページですが、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮すると、再エネの普及と自然環境の保全というところがコンフリクトするような場合があれば、そこは配慮すべきであろうということです。そうすると、積上げでやった削減量よりも、その部分を考慮すると、減り幅が少なくなるということも想定される可能性があるわけです。

ですから、そういったところも含めて、繰り返しになりますが、今年度中に片づけなければいけない問題、それから、来年度末までに熟議をすればいい問題、そういったところを、事務局にはぜひ早めに分かりやすい形で出していただければと思います。

最近、コロナでどれくらい二酸化炭素が減ったかという速報値が海洋研究開発機構のプ

レスリリースで出ていましたが、7%くらいですね。これだけ経済を落として、いろいろ苦労して、その数字です。CO₂は7%減ったのですけれども、PMも減っています。日傘効果のような、日射を多少減らすような効果があつて、PMも減らすことによる温暖化の加速ということも考えると、二酸化炭素が減っただけで温暖化が緩和されたという効果はかなり限定的だという内容でした。

ですから、数字的には大変厳しい中、あるいは減らす方向に向けて大変野心的な取組をしていかなければいけないということは間違いないので、ぜひ部会として、審議会として、今後とも地に足のついた計画を野心的にやっていくという非常に難しいことをしていくわけですけれども、引き続きよろしく願いいたします。

私からは以上ですけれども、事務局にマイクをお返しします。よろしく願いします。

3. 閉 会

○事務局（阿部課長） 藤井部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第1回地球温暖化対策部会を終了させていただきます。

皆様、本日はお疲れさまでございました。

どうもありがとうございました。

以 上